

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2105263 号
令和 3 年 5 月 26 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 3 月 2 日付け令 02 原機（峠）152 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 57 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 57 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 保安組織の変更

人形峠環境技術センターにおけるウラン取扱施設の解体及びウラン廃棄物対策等を着実に進めるため、廃止措置・技術開発部長及び廃止措置推進課長の職位を新たに設けるとともに、危機管理に係る業務を一元化するため、保安・技術管理課長の職位を新たに設ける等の保安組織の変更を行う。

2. 品質マネジメントシステムに関する文書の制定・改廃に係る委員会の変更

品質マネジメント活動を円滑に展開していくため、品質マネジメント活動に用いる品質マネジメントシステムに関する文書のうち、品質マネジメント計画書及び 2 次文書の

制定・改廃に関する事項を審議する委員会を、安全審査委員会から業務品質保証推進委員会に変更する。

3. 品質マネジメントシステム文書体系への CAP 活動実施要領書の追加

CAP 活動について、関連する各要領書に規定していたが、新たに制定する「CAP 活動実施要領書」に一本化した上で、当該要領書を品質マネジメントシステム文書体系に追加する。

4. 立入制限区域の設定基準の明確化

管理区域において作業者の被ばく管理上特に立入りを制限して管理すべき区域の設定に関する基準値を明確にする。

5. 記録事項の明確化

核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）第 2 条の 3 に定める使用前検査の記録及び第 2 条の 1 1 に定める放射能濃度確認対象物に関する記録を作成し、保存していくことを明確にする。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－ 1. 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、品質マネジメントシステム、並びに使用施設等の管理を行う者の職務及び組織等が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－ 2. 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、使用規則各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 2 号（品質マネジメントシステム）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 2 号に関する審査基準は、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった品質マネジメントシステムに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 2 号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 品質マネジメント活動に用いる品質マネジメントシステムに関する文書のうち、品質マネジメント計画書及び2次文書の制定・改廃に関する事項に係る審議について、品質マネジメント活動に係る事項を審議する業務品質保証推進委員会に変更することが定められていること。
- ② CAP 活動実施要領書を品質マネジメントシステムに関する2次文書として追加し、当該要領書を品質マネジメントシステム文書体系の下で管理することが定められていること。

2. 使用規則第2条の12第1項第3号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① ウラン取扱施設の解体、ウラン廃棄物対策等を着実に進めるため、廃止措置・技術開発部長及び廃止措置推進課長の職位が新たに定められていること。また、変更前の各職位が担当していた業務が、廃止措置・技術開発部長及び廃止措置推進課長の業務として定められていること。
- ② 複数の職位で担当していた危機管理（非常事態の通報連絡、非常事態の体制整備、自衛消防活動の体制の整備、周辺監視区域の管理等）に係る業務を一元化するため、保安・技術管理課長の職位が新たに定められていること。また、変更前の各職位が担当していた危機管理に係る業務が、保安・技術管理課長の業務として定められていること。
- ③ 技術担当及び事務担当の副所長の業務について、保安組織の変更に伴い、技術担当の副所長は、安全管理課長及び新たに設ける保安・技術管理課長の所掌する業務を統括すること、事務担当の副所長は、計画管理室長及び調達課長の所掌する業務を統括することが定められていること。

3. 使用規則第2条の12第1項第6号（管理区域及び周辺監視区域の設定等）

使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基準は、管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準値が定められていること等を求めている。

規制庁は、管理区域のうち、被ばく管理上特に立入りを制限する必要がある区域の設定基準について、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第6号に関する審査基

準を満足していると判断した。

4. 使用規則第2条の12第1項第14号（記録及び報告）

使用規則第2条の12第1項第14号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、保存することが定められていること等を求めている。

規制庁は、使用規則第2条の3に定める使用前検査及び第2条の11に定める放射能濃度確認対象物に関する記録を作成し、保存することが定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第14号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化については、号番号の変更等であり、適切に反映されていることを確認した。